○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
　第一節　運送の引受け（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条―第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十二条）
第三章　運送引受書等（第四十三条―第四十六条）
第四章　積込み又は取卸し等（第四十七条―第五十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の約款の定める運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習によります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店が、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又はウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変則的な運送をする場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送運送期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる重量基礎百七十キログラム又は一立方メートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達に要する期間

2　前項第二号の輸送期間の算定方法その他輸送期間に関し必要な事項は、別に定めます。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　貨物の品名及び品質（危険物その他取扱いに注意を要する貨物にあっては、その名称）

三　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（団地、パークその他同一敷地内にある複数の発送先又は配達先がある場合にあっては、その名称及び集貨先又は配達先の数）

四　集貨先又は発送地及び到着地（団地、パークその他同一敷地内にある複数の発送先又は配達先がある場合にあっては、その名称及び集貨先又は配達先の数）

五　運送の種別

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する積込み若しくは取卸し及び第三十二条第一項に規定する特殊料金をいう。）、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　私publicの氏名又は通称並びに住所及び電話番号

八　荷受人の氏名又は通称並びに住所及び電話番号

九　危険品については、その旨

十　第六十二条に規定する貨物の損害又は紛失をてん補するときは、その旨

十一　運送装置に付すことを希望するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　本約款の内容について承諾する旨

十四　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において当店が電子情報処理組織を使用する方法その他の他の情報通信の技術を利用する方法（電子署名等を行う方法をあらかじめ当店に届け出た者に限る。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項各号に掲げる事項を当該方法により当店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申込書の提出に代えることができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、当該運送申込書の記載事項を確認して、当該運送を引き受けるものとします。

2　当店は、前項の規定により運送を引き受けるときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨先及び配達先又は発送先及び到着先並びに集貨又は発送の日時

二　運賃、料金等の額

3　当店は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の運送の引受けをもって、荷受人に対する引渡しをもって、それぞれ運送の引受けをしたものとします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、客船会社、旅館等が引渡先の場合には、その事務所又はこれに準ずる者

（運賃期間内行使）

第八条　運賃、料金等及び立替金その他の費用（以下「運賃等」という。）の請求権は、当店が運送を引き受けた日から起算して一年間行使しないときは、時効によって消滅します。

（引渡不能貨物）

第九条　当店は、貨物の引渡しをすることができないときは、その貨物を保管し、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告します。

2　荷送人が前項の期間内に指図をしないときは、当店は、その貨物を競売に付し、その代金を保管することができます。

3　当店は、前項の規定により貨物を競売に付したときは、荷送人に対し、その旨を通知します。

4　当店は、貨物が滅失又は毀損のおそれがあるときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告します。

5　当店は、荷送人が前項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売に付し、又は廃棄することができます。

6　当店は、前二項の規定により貨物を競売に付したときは、その代金を保管します。

7　当店は、第一項又は第四項の規定により貨物を保管するときは、荷送人の負担とします。

（荷送人の責任）

第十条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分について指図をすることができます。

2　荷送人は、当店が貨物の引渡しをした場合において、荷受人が当該貨物について有する権利を取得したときは、その権利を行使することができません。

3　荷送人は、荷受人が貨物の引渡しを受けた場合において、荷受人が当該貨物について負う義務を免れません。

（荷受人の責任）

第十一条　荷受人は、貨物の引渡しを受けたときは、当店に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければなりません。

2　荷受人は、貨物の引渡しを受けたときは、当店に対し、遅滞なく、その貨物について運賃等を支払わなければなりません。

3　荷受人は、貨物の引渡しを受けたときは、当店に対し、遅滞なく、その貨物について運賃等を支払わなければなりません。

（荷受人の責任の始期）

第十二条　荷受人の責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（運賃と事故）

第十三条　当店の貨物の滅失、損傷についての荷受人の責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（運賃と事故）

第十四条　当店は、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

（運賃と事故）

第十五条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然消耗、性質又は瑕疵

二　当該貨物の荷送人、荷受人又はこれらの代理人の故意又は過失

三　同一運賃率で同一運送経路で運送する他の貨物又は運送用具の滅失、損傷又は延着

四　不可抗力による災害

五　地震、暴動、大雪、暴風雨、洪水、噴火その他の天災

六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、没収、差押えその他第三者の行為

七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（運賃品に対する特則）

第十六条　高価品については、荷送人が申込をするに当たって、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2　前項の規定が、次に掲げる場合には、適用しません。

一　運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。

二　当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）

第十七条　当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りでありません。

2　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。

3　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

4　荷送人が当該貨物の滅失又は損傷について当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

5　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

6　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

7　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

8　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

9　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

10　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

11　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

12　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

13　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

14　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

15　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

16　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

17　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

18　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

19　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

20　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

21　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

22　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

23　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

24　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

25　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

26　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

27　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

28　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

29　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

30　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

31　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

32　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

33　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

34　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

35　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

36　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

37　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

38　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

39　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

40　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

41　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

42　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

43　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

44　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

45　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

46　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

47　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

48　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

49　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

50　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

51　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

52　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

53　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

54　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

55　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

56　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

57　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

58　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

59　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

60　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

61　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

62　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

63　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

64　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

65　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

66　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

67　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

68　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

69　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

70　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

71　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

72　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

73　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

74　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

75　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

76　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

77　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

78　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

79　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

80　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

81　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

82　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

83　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

84　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

85　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

86　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

87　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

88　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

89　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

90　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

91　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

92　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

93　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

94　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

95　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

96　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

97　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

98　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

99　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

100　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

101　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

102　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

103　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

104　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

105　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

106　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

107　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

108　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

109　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

110　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

111　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の滅失又は損傷の状況の確認を当店に求めることができます。

112　荷送人が第一項の規定による通知を当店に行う場合において、当該貨物の滅失又は損傷が一部であるときは、荷受人に対する当店の責任に係る荷受人の権利の保全のために必要な限度において、当該貨物の